

令和8年8月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢巾町長 高橋昌造

市町村名 (市町村コード)	矢巾町 (033227)
地域名 (地域内農業集落名)	広宮沢 (広宮沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月7日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田地帯であり、平均区画は30aとなっているところは食農立国米、銀河のしずくの栽培に取り組んでいる。ブロックローテーションによる転作作物を進めるため、令和4年度から30haの圃場整備事業に取り組んでいる。ほ場整備に併せ法人化することでさらなる集積化を図っている。
また、高収益野菜等の作付けを進めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲と小麦をブロックローテーションで耕作することで、農業、肥料を減らし効率化を図る。
広宮沢営農推進組合、はれ(株)を中心とした担い手に農地を集積していく。
はれ(株)所有の乾燥調製施設を用いて生産することで、地域農業の効率性を高める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	106.8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
担い手に集積・集約化する。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針
30haの圃場整備事業について取り組んでいる。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
多様な経営体を受け入れ、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当事業体なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①有害鳥獣被害防止対策	○	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	○	④畑地化・輸出等	○	⑤果樹等	○
⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	○	⑧農業用施設	○	⑨耕畜連携等	○	⑩その他	○

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣被害が発生した場合は、補助事業等活用し対策を検討する。
②有機農業を進めており、令和5年度からは試験栽培を行っている。東北地方の気候に合う稲を栽培予定。
③作業効率を高め低コスト化に資するスマート農業を検討する。
⑦地域全体で耕作放棄地が発生しないよう取り組んでいる。
⑧乾燥施設と育苗施設について地域で作業が完結するように導入を検討している。